

法 令 ・ 通 牒

内務省遞土第五號

昭和十一年十二月廿三日

内務省土木局

内務省土木出張所長

各地方官宛 (各通)

東京、横濱、名古屋、
京都、大阪、神戸各市長

遞信省所管電信、電話線路 (電氣通信線路)

ノ移轉費用ノ負擔道路ノ占用ニ關スル協定

ノ件依命通牒

遞信省所管電信電話線路 (電氣通信線路) ノ移轉費用ノ負

擔道路ノ占用ニ關シ今般内務、遞信兩省間ニ別紙ノ通協

定成立シ昭和十二年一月一日ヨリ右ニ據リ實施ノ見込ニ付

テハ協定ノ精神ニ鑑ミ一層關係官廳トノ協調ヲ密ニシ道路

管理上遺憾ナキヲ期セラルル様致度

追テ右ハ市町村道ノ管理者ニモ御示達相成度
(追書ハ各地方長官宛ニノミ附ス)

遞信省所管電氣通信線路建設移轉等ニ關スル

内務遞信兩省協定

一、道路ニ關スル工事ノ爲既設道路敷内ニアル電氣通信線路 (以下單ニ電線路ト稱ス) カ工事上又ハ交通上支障アル場合之カ移轉ニ要スル費用ハ遞信省及道路管理者ニ於テ折半負擔トスルコト

二、道路ニ關スル工事ヲ施行セサルモ既設道路敷内ニアル電線路カ交通上支障アル場合之カ移轉ニ要スル費用ハ遞信省及道路管理者ニ於テ折半負擔トスルコト

三、道路改良ノ計畫決定セル道路敷内ニ電線路ヲ新設シタル場合十箇年以内ニ其ノ計畫道路工事施行ノ爲電線路ノ移轉ニ要スル費用ハ遞信省ノ負擔トスルコト

四、橋梁ニ關スル工事ノ爲橋梁ニ添架セル既設電線路ノ移轉ニ要スル費用ハ遞信省ノ負擔トスルコト

五、道路ニ關スル工事ノ爲既設道路敷外ニアル電線路カ工

事上又ハ交通上支障アル場合之カ移轉ニ要スル費用ハ道路管理者ノ負擔トスルコト

六、電線路ノ移轉費用中ニハ遞信省吏員、通信技工及通信工手ノ旅費給料並電線路ノ質的改良費ヲ包含セシメサルコト

七、道路管理者ハ交通ニ支障アル箇所ヲ除キ電線路建設ノ爲道路ノ占用ヲ認ムルコト

附記

一、協定第六號中ノ電線路ノ質的改良費ノ算定ニ關シテハ左記ニ準據スルモノトス

(一) 裸線路ヲケーブル線路ニ變更スル場合

電線路ノ移轉費用ニハ在來裸線路ノ移轉費用ヲ計上シケーブル線路ニ變更スル爲増嵩スル經費ヲ包含セシメサルコト

(二) 鐵線ヲ銅線ニ張替フル場合

電線路ノ移轉費用ニハ在來鐵線ノ移轉費用ヲ計上シ銅線ニ張替ノ爲増嵩スル經費ヲ包含セシメサルコト

(三) 電柱ヲ他ノ種類ノ電柱ニ建替フル場合

電線路ノ移轉費用ニハ在來電柱ノ移轉費用ヲ計上シ他ノ種類ノ電柱ニ建替フル爲増嵩スル經費ヲ包含セシメサルコト

(四) 電線路ノ移轉ニ伴ヒ電柱、線條等ヲ新品ト建替又

ハ張替フル場合ニハ之等新品代ハ移轉費中ニハ包含セシメサルコト

但シ電線路ノ移轉ノ爲新規ニ増加スル電柱並線條等ハ移轉費用中ニ包含セシムルコト

二、協定第七號ハ交通ヲ妨ケサル限度ニ於テ左記例示ノ如キ箇所ニ電線路ヲ建設スル場合ヲ謂フ

(一) 道路ノ法敷

(二) 法敷ナキ場合ニ於テ歩車道ノ區別ナキ道路ニアリテハ曲角部ヲ避ケ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外路端

(三) 法敷ナキ場合ニ於テ歩車道ノ區別アル道路ニアリテハ曲角部ヲ避ケ歩道ノ車道側

(四) 道路ノ地下(橋梁ヲ含ム)及植樹地帯